

## 化学物質管理の課題

瀧田 勉 厚生労働省 愛知労働局労働基準部健康課 労働衛生専門官

(はまだ つとむ) 〒460-8507 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 TEL 052-972-0256

### 1. はじめに

化学物質は、業種を問わずあらゆる場面において使用されており、それによる労働災害や職業性疾病の防止が重要性を増す中、愛知労働局においても行政の最重点課題のひとつとして位置付け、さまざまな施策を展開している。

このうち、大規模通信調査と個別訪問による調査により得られた情報から、今後の課題を検証する。

### 2. 通信調査の結果

#### (1) 調査の対象

平成 26 年末時点において、有機溶剤中毒予防規則（有機則）や特定化学物質障害予防規則（特化則）の適用を受けていない製造業事業場（約 5,500 事業場）に対し、化学物質に対する基礎的な認識調査を行った。

#### (2) 調査内容

調査内容は、今後の行政課題の把握を主目的として、次の基礎的内容に特化させた。

- ① 薬剤、溶剤、特殊な金属などを購入するときに、成分等を確認しているか。
  - a いつもしている
  - b ときどき・物質によってしている
  - c していない

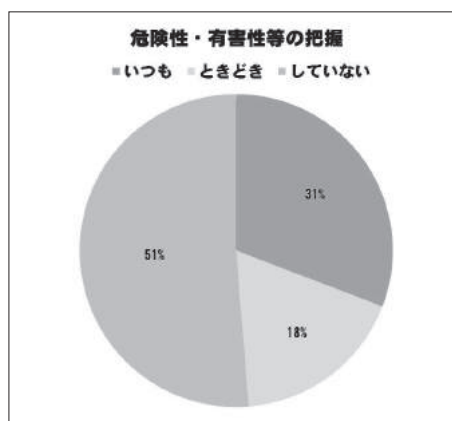
①の回答が a または b の場合には、次の 3 問にも回答を求めた。

- ② どのようなタイミングで確認しているか
  - a 購入検討時
  - b 購入後（購入決定以降）
  - c その他
- ③ どのような方法で確認しているか
  - a SDS（安全データシート）
  - b 容器に貼られたラベル
  - c 販売業者から口頭で
  - d その他
- ④ 誰が（どこの部署で）確認しているか

- a 購買・調達など（の担当）
- b 使用する現場（の担当）
- c その他

#### (3) 調査結果

- ① 危険性・有害性等の確認を「いつもしている」と回答した事業場は約 31%にとどまり、約 51%の事業場は、確認「していない」と回答した。



資料 1

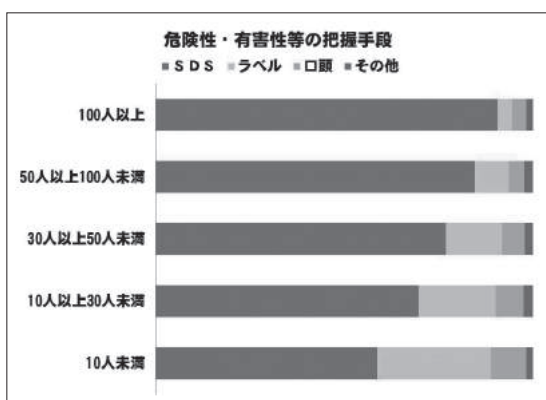
確認「していない」と回答した事業場は、規模 10 人未満では 60%を超えるのに対し、規模 100 人以上では 13%程度であった。

- ② 確認のタイミングについては、約 68%が「購入検討時」、約 28%が「購入後」と回答した。
- ③ 確認の手段については、事業場規模に関わりなく約 90%が「SDS」または「ラベル」と回答した。特に「SDS」と回答した事業場は、規模 10 人未満では約 59%であるのに対し、規模 100 人以上では約 90%に及んだ（資料 2）。

### 3. 個別訪問による調査

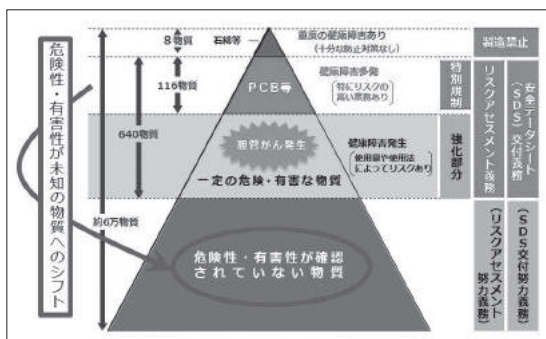
個別訪問による安全衛生指導等の結果、化学物質管理への取組状況について、次のような傾向が認められた。

- (1) SDS による危険性・有害性の把握などは、通信調査の結果とほぼ同様である。



資料2

- (2) 化学物質のリスク評価にあたり、体内に取り込まれた際の有害性評価のみを偏重し、皮膚接触や爆発危険性等の評価を置き去りにしている傾向が認められる。
- (3) それぞれの化学物質を、「有害・無害」、「危険・安全」のように極端な区分で捉える傾向が強い。なお、このような捉え方は、安全分野についても同様に認められる。
- (4) 物質の代替化において、有機則、特化則等、特別規制の有無にのみ着目し、危険性・有害性が確認されていない物質へ安易にシフトする傾向が認められる。



資料3

- (5) リスクアセスメントを行うことで、労働災害や職業性疾病の防止効果が直接得られると考えている例が非常に多い。このような場合、リスクアセスメントの結果を何ら活用せず、単に保管、編綴し、吟味していないことが多い。
- (6) リスクアセスメントを行うためには、危険源と

作業の整理を適切に行う必要があるが、これが適切に行われていても情報プラットフォームが一元化されていないことにより、健診を担当する部署、作業環境管理を担当する部署などの連携が十分機能していないケースが散見される。

#### 4. 調査結果を踏まえた課題など

- (1) 化学物質を「有害・無害」、「危険・安全」といった極端な区分で捉える風潮を、まず改めていかねばならない。

例えば飲料として関わる人が多い「カフェイン」や「アルコール」も、一度に一定量を摂取すれば急性中毒を起こすことがあり得るし、発がん性も明らかとされている。しかし、だからといって「カフェイン」や「アルコール」を「有害・危険」と捉えて一切排除するものではないし、逆に、「無害・安全」と捉えて無頓着に摂取するものでもない。

つまりは度合いの問題であって、これらを摂取することによる受益とデメリットをよく認識し、妥当な範囲で関わるのが重要である。

職場における化学物質との関わりも突き詰めれば同じであり、受益とデメリットの折り合いをどう付けるかに帰結する。

「カフェイン」や「アルコール」の例のように、度合いの差こそあれすべての化学物質が、必ず幾分か危険性、有害性を持っており、絶対安全と呼べるものはこの世に存在しない。

しかし、このあたりまなな事柄が十分に理解されおらず、有機則、特化則等特別規制の対象とされる物質は「有害・危険」、対象とされていない物質は、「無害・安全」であり、使用に当たって一切注意不要と考える場合が実に多く認められるのである。

平成28年6月までに、化学物質リスクアセスメントが義務化されるが、このような極端な二元的思考をまず改めていかねば、リスクアセスメントの適正な実施は期待できないと考えられる。

- (2) 労働災害および職業性疾病を防止する上でまず必要となるのは、危なさの度合いを「知る」ことである。関わる危なさを把握しなければ適切な対応は期待できない。これは安全分野、化学物質分野を問わず共通である。

また、危なさの把握は、危険源（ハザード）情報を知ることで、リスクを評価することによって行われるべきである。危険源と人がいつ、どう関わるかによって危なさの度合い（リスク）は変化するため、危険源情報とリスク評価の双方が必要となるためである。

化学物質の場合、危険源情報の把握はSDSを参照する方法が一般的である。化学物質の危険性、有害性を見ただけで判断することはできない。まずはSDSを入手させ、適切に確認させる必要がある。

(3) リスク評価を適切に行うためには、災害発生プロセスを理解する必要がある。

すべての労働災害、職業性疾病は、資料4のプロセスを経て発生する。過去の災害も未来の災害も、ほぼ例外なくこのプロセスで説明できる。

厚生労働省のリスクアセスメント等の指針やJISやISOで示されるリスクアセスメントの原則においても、災害発生プロセスは重要な位置付けとされており、リスクアセスメントはこのプロセスに沿って組み立てられている。

化学物質リスクアセスメントの実施にあたっては、このプロセスを理解することで、評価をより適正なものとすることができる。



資料4

(4) リスクアセスメントは、労働災害や職業性疾病を直接的に防止するためのツールではなく、評価、整理し、管理に資するためのツールである。リスクアセスメントを行うこと自体が目的ではなく、それによって得られた情報をマネジメントにどのように生かすかが重要となる。化学物質リスクアセスメントに取り組むにあたっては、このことをよく理解する必要がある。

評価、分析、情報整理を確からしいものにするためには、気づきをベースとするのではなく、危険源とそれに関わる作業を、通常業務において把握し、災害発生プロセスに沿って評価できるよう、仕組みを構築する必要がある。

また、災害防止対策を講じた場合、その対策によってどのようなタイプの災害が防げるか、効果や信頼性はどの程度であるか、その対策でカバーできないものに何があるか、対策を講じたことで逆に障害となることはないか等を評価し、日々の管理の課題とすべき事項を明らかにした上で、それらをトータルで管理する姿勢に向かうべきであろう。

(5) これらのことは、一朝一夕にできるものではないが、かといってイベント的な、即物的な対応を時々打ち出すのではなく、「論理的な安全衛生管理の推進・定着」を中長期の目標とし、できるだけ丁寧な説明を行っていく予定である。